

第十六條 中央委員會は中央執行委員若干名を正選す

第十七條 中央委員會の議事は中央委員三分の二以上の出席を得、經半数を以て決するものとす。

第十八條 中央委員の選出比率は別表を以て定む。

第三章 中央執行委員會

第十九條 中央執行委員會は党の執行機關にして、大會及び中央委員會に責任を負ふものとす。

第二十條 中央執行委員會は中央執行委員長、副委員長、書記長、書記を以て構成し、少くとも三分の二以上、四以下中央執行委員長を補選すべしとす。

第二十一條 中央執行委員會は、常任中央執行委員を互選し、專任を充つ

第四章 常任中央委員會

第二十二條 常任中央委員會は常任執行機關にして、大會、中央委員會及び中央執行委員會に責任を負ふものとす。

第二十三條 常任中央執行委員會は中央執行委員長、書記長、本部長、書記を以て構成す。

第二十四條 常任中央執行委員會は、

- 一、 總務部
- 二、 組織部
- 三、 宣傳部
- 四、 宣傳部
- 五、 宣傳部

- 六、 財政部
- 七、 遊藝部
- 八、 教育部
- 九、 獎金対策部

- 十、 調査部
- 十一、 婦人部

第二十五條 各部門は別に定める規定に依り、当該部門の事務を処理す各部門に部長一名、部長若手若を置く。

第二十六條 部長は常任中央執行委員を補するを原則とす、但し中央執行委員會の承認を経て、常任中央執行委員外に求むる事を妨げず。

第二十七條 部長は中央執行委員會に責任を負ふ

第六章 議決規則委員會

第二十八條 議決規則委員會は帝國議會の會議中、党外屬議員の行動を統制する機關として、議會召集の直前より閉會直後に至るまで存続す。

第二十九條 議決規則委員會は中央執行委員長、常任中央執行委員會の選任する委員三名を議長、書記長、書記を以て構成す。第三十條 議決規則委員會の規則に服する義務を有し、議會閉會中に限り、議員たるの資格に於て、党本部若しくは黨本部の會議に出席して發言することを得。